

香川県地震被災建築物応急危険度判定士資格認定事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、香川県地震被災建築物応急危険度判定士資格認定制度要綱（以下「要綱」という。）の事務処理について、必要な事項を定める。

(認定の申請)

第2条 要綱第4条第1項に規定する認定を受けようとする者は、別記様式第1号による認定申請書1通に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。

- (1) 建築士の免許証の写し
- (2) 香川県に在住又は在勤していることを証する書類（住民票、運転免許証の写し又は身分証明証の写し等）
- (3) 講習会受講修了証又は他の都道府県の判定士認定証
- (4) 写真2枚（1枚は、申請書に貼付）
- (5) 個人情報に関する申告書

(判定士の認定)

第3条 知事は、要綱第3条第1項の規定により認定の申請があったときは、審査のうえ資格を有すると認めるときは別記様式第2号による判定士認定台帳に登載のうえ、別記様式第3号による判定士認定証を交付するものとする。

2 認定の資格を有しないと認めるときは、理由を付して申請者に通知するものとする。

(講習会主催者の事務)

第4条 要綱第5条に定める講習会を主催した者は、講習会が修了したときは次に掲げる処理を行うものとする。

- (1) 別記様式第4号による講習修了者台帳に受講修了者を登載する。
- (2) 受講修了者に、別記様式第5号により受講修了証を交付する。
- (3) 知事に、講習修了者台帳の写しを添え講習実績報告書を提出する。

(更新の認定)

第5条 要綱第3条第3項に規定する更新の認定は、第2条及び第3条の規定を準用する。ただし、判定士認定証の添付をもって、第2条に掲げる添付書類のうち(1)及び(2)の添付は不要とする。

(変更の届出)

第6条 判定士は要綱第7条の規定に基づき、認定申請書の記載事項に変更が生じたときは、別記様式第6号により知事に届け出なければならない。

(認定証の再交付)

第7条 要綱第8条の規定により、知事が認定証の再交付を行う理由は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 認定証の記載事項に変更が生じたとき
- (2) その他、知事がやむを得ないと認めたとき

2 再交付を受けようとする判定士は、別記様式第7号により知事に再交付の申請をするものとする。

附 則

この要領は、平成7年11月2日から施行する。

この要領は、平成15年2月26日から施行する。

この要領は、平成18年6月13日から施行する。

この要領は、平成18年9月7日から施行する。

この要領は、平成23年11月17日から施行する。